

SNS等におけるなりすまし詐欺広告に関する対策強化のための 7府省庁合同要請の実施

警察庁は、本日、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省及び経済産業省と合同で、SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等におけるなりすまし詐欺広告への対策強化について、文書により要請を実施しました。

ソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームにおいて、ディープフェイクを用いて著名人の肖像や音声を無断で利用したなりすまし広告を含む詐欺広告（以下「なりすまし詐欺広告」といいます。）が広く流通し、当該広告を端緒とする投資詐欺等の被害が拡大している状況にあります。

これらは、広告を閲覧した消費者・利用者に財産上の被害をもたらすおそれがあるのみならず、なりすまされた者の社会的信頼を著しく損なうおそれもあるところ、消費者・利用者等の保護の観点から看過できるものではなく、関係省庁において対策の検討を進めているところです。

上記の状況を踏まえ、消費者・利用者等の被害の未然防止の観点から、プラットフォーム事業者によるなりすまし詐欺広告に対する更なる自主的取組の強化のために、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省及び経済産業省合同で、Google LLC、LINE ヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Japan 及びX Corp. に対し文書による要請を行いました。

要請内容は別紙を御覧ください。

連絡先

○今回の要請全体について

デジタル庁 戦略・組織グループ

メール：impostor-ad_atmark_digital.go.jp

○特殊詐欺対策について

警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

メール：Sotai2_tool_atmark_npa.go.jp

○インターネット・ホットラインセンターについて

警察庁 サイバー警察局サイバー企画課

メール：cyberkikaku-chousa_atmark_npa.go.jp

○金融庁所管法令に関する事項について

金融庁 銀行・証券監督局証券課

メール：syouken_mutouroku_atmark_fsa.go.jp

金融庁 資産運用・保険監督局暗号資産・ステーブルコイン課

メール：shikinkasou_atmark_fsa.go.jp

○消費者庁への問合せについて

消費者庁 総務課企画係

メール：g.kikaku_atmark_caa.go.jp

○マイナンバーカードの利活用について

デジタル庁 国民向けサービスグループ

メール：mynumber_team_atmark_digital.go.jp

○総務省への問合せについて

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課

メール：dads_icbd_atmark_ml.soumu.go.jp

○商業登記電子証明書について

法務省 民事局商事課

メール：denshi-ninsho_atmark_moj.go.jp

○デジタルプラットフォーム透明化法の運用について

経済産業省 商務情報政策局デジタル取引環境整備室

メール：bzl-digital-market-policy-office_atmark_meti.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。）